

諮問第 1 号

児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に係る審査請求について

児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

\* \* \* \*

2 審査請求の年月日

平成27年12月11日

3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、又は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*事件（以下「本件訴訟」という。）の判決が確定するまで本件処分の保留等をするとの裁決を求める。

督促状発行日 平成27年11月19日

金額 120,000円

納入事由 平成26年2月分から同年9月分までの児童手当の不正受給に係る徴収金

#### 4 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、児童手当の不正受給を一切行っていない。
- (2) 審査請求人は、児童手当の不正受給等を理由とする懲戒免職処分の取消し等を求めて本件訴訟を提起しており、この判決の確定によって本件処分の正当性の有無が判明するから、それまでは本件処分の保留等をすべきである。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 平成25年9月6日、審査請求人とその同居する女性との間に子が出生した。
- 2 平成25年9月18日、審査請求人は、児童手当の受給に係る請求を行い、同年11月27日、同請求が認定された。
- 3 平成26年1月、当該女性と当該子が本市から転出し、審査請求人と別居した。
- 4 平成26年4月、審査請求人は、当該子が同年3月24日に本市に転入したとする虚偽の内容が記載された住民票の写しを提出し、自らが養育している旨の虚偽の申立てをすることにより、同年2月分から同年9月分までの児童手当を不正に受給した。
- 5 平成27年9月2日、本市は、審査請求人に対し、児童手当の支給事由消滅に係る処分及び懲戒免職処分を行った。
- 6 平成27年9月29日、本市は、審査請求人に対し、平成26年2月分から同年9月分までの児童手当の不正受給額に相当する額である120,000円の返還を請求した。
- 7 平成27年9月30日、審査請求人は、懲戒免職処分の取消しを求めて、訴え（\*\*\*\*\*事件。以下「本件訴訟」という。）を提起した。
- 8 平成27年11月19日、本市は、審査請求人に対し、児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 9 本事件は、児童手当の不正受給等を理由とする懲戒免職処分の取消し等を

求めた本件訴訟が係属中であり、本件処分の正当性が判断されていないとして、本件処分の保留等を求めるため、審査請求がなされたものである。